

令和2年度 予約調整団体の登録申請について

金沢市民芸術村では、当施設を活動の拠点として定期的に利用し、かつ成果発表等の活発な発信活動を行っている団体に、安定的な練習の場を提供し活動を支援することを目的とした予約調整団体制度を設けています。この度、令和2年度の登録申請を下記概要のとおり受け付けますので、希望する団体は所定用紙により申請してください。

1. 対象となる団体について（構成員が20名以上の団体に限ります）

- ① 下記（1）、（2）、（3）または（4）のいずれかに該当すること
 - （1）主たる構成員が青少年（小中高生）から成る団体
 - （2）定例的な練習場所の確保のため、毎月1日の受付順抽選会に継続的に参加し、当施設を予約してきた団体
 - （3）既に予約調整団体として良好な利用を継続し、予約調整会への参加ならびに速やかな本申請手続きをもれなく行ってきた団体
 - （4）アクションプラン事業として活動してきた団体
- ② ①に該当する団体のうち、下記のⅠ.からⅢ.の要件をすべて満たすこと
 - Ⅰ. 当施設を練習・制作の活動拠点として定期的に利用してきた実績がある団体
 - Ⅱ. 自ら主催して成果発表を行ったり、公的な機関が行う事業に参加するなど、市民に広く活動を発信している団体
 - Ⅲ. 清掃や原状回復等の施設使用にかかる基本的なルールを遵守するなど、他の利用者の模範となる使い方をしている団体

2. 申請から登録決定まで

所定の申請書に必要事項を記入し、芸術村事務所まで持参のうえ提出してください。
団体の活動が分かる規約・印刷物等がありましたら、資料として添付してください。

- ・ 申請期間は、令和元年7月9日（火）から令和元年8月13日（火）です。
- ・ 提出された申請書は、芸術村において厳正に審査し、8月末日を目安に結果をお知らせします。
- ・ 登録期間は1年間とし、更新の際は再度申請が必要です。

3. 登録後について

登録を受けた団体は、毎月開催する先行予約調整会議に参加していただきます。初回は令和2年4月分の調整会議を9月9日（月）20時から予定しています。

登録期間の終了時には、登録期間中の施設利用に関する実績報告をしていただきます。

4. 予約調整の範囲と本申請について

一般予約開始月の前月上旬に前項の調整会議を行い、先行予約分を確定します。先行して予約できる範囲は、週1回（1回あたり6時間まで）・1施設までになり、これを超える利用は一般予約開始後に予約追加していただくことになります。また先行予約分については、一般予約開始後速やかに申請書の提出と使用料の納入をしていただきます。

